

実質輸出入（近畿地区）の解説

- ・ 作成部署：日本銀行 大阪支店 営業課 調査グループ
- ・ 作成周期：月次
- ・ 公表時期：大阪税関「近畿圏貿易統計」の公表日から2営業日後
- ・ 公表方法：インターネット・ホームページ
- ・ データ始期：1990年1月

（1）目的・機能

- ・ 実質輸出入（近畿地区）は、大阪税関「近畿圏貿易統計」で公表されている財の名目輸出入金額を、日本銀行が作成・公表している「企業物価指数」で割ることにより算出したものである。
- ・ 名目額を物価指数で割り、物価変動の影響を除去することで作成される実質輸出入は、実質的な価値ベースの輸出入の動きを表すこととなる。
- ・ なお、実質輸出入（近畿地区）における近畿地区の範囲は、大阪税関「近畿圏貿易統計」における「近畿圏」の定義（大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県の2府4県）と同一。

（2）公表データ

- ・ 近畿及び全国について、以下の季節調整済値及び前月比を月次で公表。
 - 実質輸出（2015年=100、1990年以降）
 - 実質輸入（2015年=100、1990年以降）
- ・ 全国については、日本銀行調査統計局公表値。前月比は大阪支店算出。

（3）公表時期

- ・ 原則として大阪税関「近畿圏貿易統計」の公表日から2営業日後の15:00。
ただし、業務の都合により遅くなる場合がある。

（4）公表方法

- ・ 日本銀行大阪支店ホームページに掲載（エクセルファイル形式）。
【掲載場所】同ホームページトップ→「公表資料・統計」→「統計」の「実質輸出入（近畿地区・全国）」

(5) 作成方法

【実質輸出】

- 名目輸出総額を、財務省「貿易統計」の分類を参考に8グループに分割し、それぞれのグループに対応するデフレーターで実質化したものを合計した後、季節調整を施し、2015 暦年平均を 100 として指数化する。輸出デフレーターとしては、原則として日本銀行作成の輸出物価指数を使用しているが、対応する指数が存在しないものについては、例外として消費税を除く国内企業物価指数で代用している。
- グループの分類とデフレターの対応関係は以下のとおり。

分類	デフレーターとして対応させている物価指数
食料品	消費税を除く国内企業物価指数・類別「飲食料品」
繊維用糸・繊維製品	輸出物価指数・類別「繊維品」・円ベース
化学製品	輸出物価指数・類別「化学製品」・円ベース
金属及び同製品 ^(注1)	輸出物価指数・類別「金属・同製品」・円ベース
はん用・生産用 ・業務用機器 ^(注2)	輸出物価指数・類別「はん用・生産用・業務用機器」・円ベース
電気機器	輸出物価指数・類別「電気・電子機器」・円ベース
輸送用機器	輸出物価指数・類別「輸送用機器」・円ベース
その他 ^(注3)	輸出物価指数・類別「その他産品・製品」・円ベース

- (注1)「金属及び同製品」は、「鉄鋼」、「非鉄金属」、「金属製品」を足し上げたもの。
 (注2)「はん用・生産用・業務用機器」は、「一般機械」、「科学光学機器」を足し上げたもの。
 (注3)「その他」は輸出総額から「食料品」～「輸送用機器」の輸出合計額を差し引いたもの。

【実質輸入】

- 名目輸入総額を、財務省「貿易統計」の分類を参考に8グループに分割し、それぞれのグループに対応するデフレーターで実質化したものを合計した後、季節調整を施し、2015 暦年平均を 100 として指数化する。輸入デフレーターとしては、日本銀行作成の輸入物価指数を使用している。
- グループの分類とデフレターの対応関係は以下のとおり。

分類	デフレーターとして対応させている物価指数
食料品	輸入物価指数・類別「飲食料品・食料用農水産物」・円ベース
繊維製品 ^(注1)	輸入物価指数・類別「繊維品」・円ベース
鉱物性燃料	輸入物価指数・類別「石油・石炭・天然ガス」・円ベース
化学製品	輸入物価指数・類別「化学製品」・円ベース
はん用・生産用 ・業務用機器 ^(注2)	輸入物価指数・類別「はん用・生産用・業務用機器」・円ベース
電気機器	輸入物価指数・類別「電気・電子機器」・円ベース
輸送用機器	輸入物価指数・類別「輸送用機器」・円ベース
その他 ^(注3)	輸入物価指数・類別「金属・同製品」・円ベース 輸入物価指数・類別「木材・木製品・林産物」・円ベース 輸入物価指数・類別「その他産品・製品」・円ベース (上記3つの指数を輸入物価指数のウェイトを用いて、加重平均したもの)

- (注1)「繊維製品」は、「繊維原料」、「織物用糸及び繊維製品」、「衣類及び同附属品」を足し上げたもの。
 (注2)「はん用・生産用・業務用機器」は、「一般機械」、「科学光学機器」を足し上げたもの。
 (注3)「その他」は輸入総額から「食料品」～「輸送用機器」の輸入合計額を差し引いたもの。

(6) デフレーターの基準年

- ・ デフレーターの基準年は 2015 年（2015 年価格）。

(7) 実質輸出入の季節調整

- ・ 季節調整には、X-12-ARIMA を使用。毎年 4 月頃、季節調整替えを実施している。次回季節調整替えまでの間（原則 1 年間）は、予定季節要素を用いて季節調整値を算出している。
- ・ regARIMA による事前調整パートでは、曜日・閏年・祝日等調整を実施しているほか、outlier コマンドによる異常値調整を実施している（レベルシフト、RAMP 処理は行っていない）。なお、祝日等調整には通関日数をベースとしたユーザー定義変数を用いている。

(8) 利用上の留意事項

- ・ 「実質輸出入（近畿地区）」は、作成に使用する統計の改定や、基準変更、年間補正等により、事後的に改定が行われるほか、経済情勢の分析上の必要に応じて作成方法が変更される可能性がある点には、ご注意ください。

(9) 照会先

- ・ 日本銀行大阪支店 営業課調査グループ（TEL：06-6206-7751）

以 上